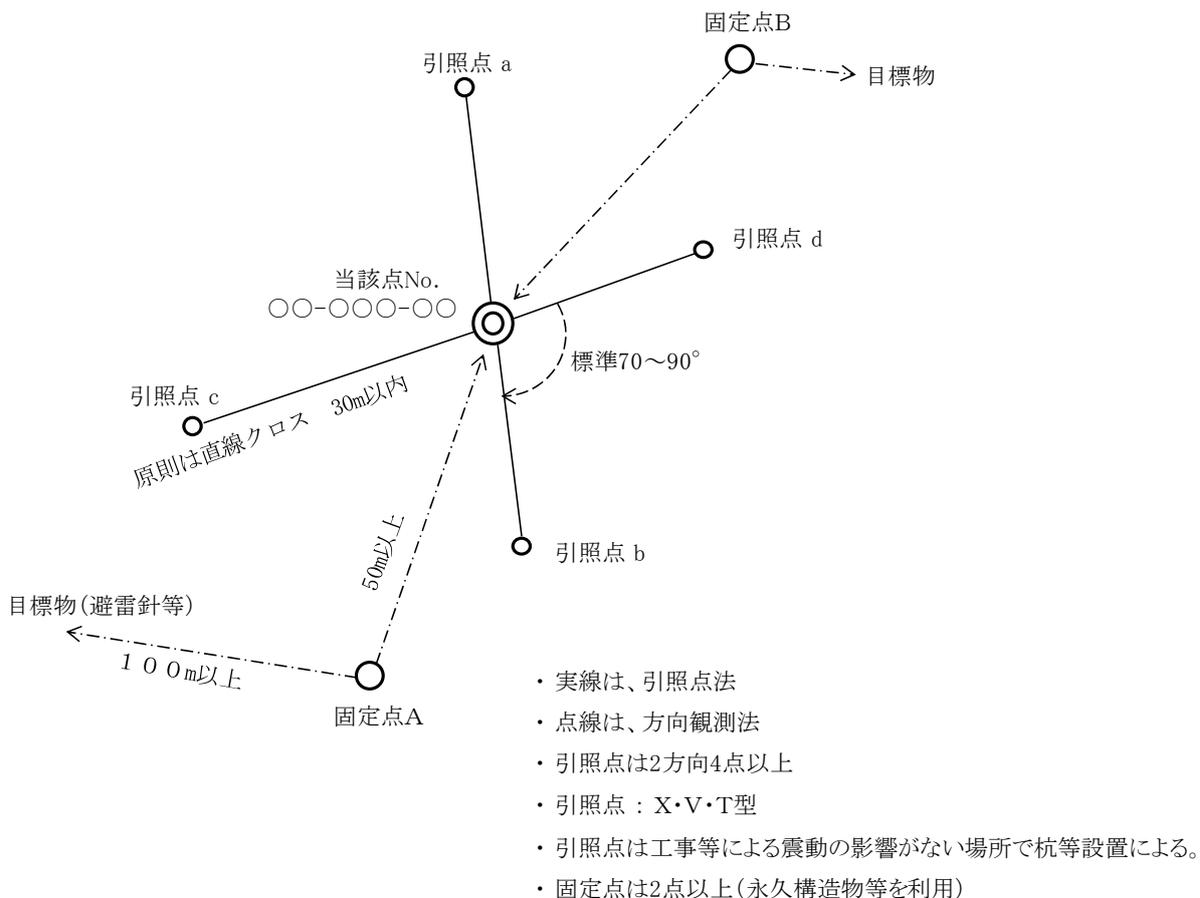


別紙－3（第6条関係）

確認測量実施基準その2

1. 観測方法

引照点法と方向観測法によること。引照点・固定点の設置は下記の基準による。



2. 合否の判定

工事等の着工前と完了後で比較するものとし、次の許容範囲により合否を判定する。

区分	許容範囲	摘要
距離	3 mm以内	前と後の比較
標高（直接水準）	3 mm以内	引照点・固定点からの出合差 (3ヶ所以上からの前平均と後平均の差)
方向角	20" 以内	

※確認測量成果表は別紙－4を参考とすること。